



2026 年 8 月 5 日

各位

会 社 名 チエル株式会社
代表者名 代表取締役 川居 睦
(証券コード 3933 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 片岡 久議
(TEL. 03-6712-9721)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 3 日付「特別調査委員会設置及び第 29 期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の一部子会社において法令に違反する疑義が生じたため、当社と利害関係を有さない外部専門家を含めた特別調査委員会を設置し、事実関係の解明及び決算関連手続きの早期完了のため、当特別調査委員会による調査に協力をするとなりました。

当社は、本日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

1. 調査報告書の要旨

当社が特別調査委員会より受領した調査報告書の要旨は、以下のとおりです。

なお、本報告書には、発注元である自治体等に係る情報、競合他社をはじめとする取引先の営業機密及び関係者のプライバシー等に関する情報が多数含まれており、これらをマスキングしたうえで調査報告書そのものを開示することは困難であります。そのため、関係各位への配慮及び当社グループの営業上の機密保護等の観点から、本報告書そのものの開示は差し控えさせていただき、本報告書に記載された特別調査委員会による認定事実の概要、原因分析及び提言された再発防止策についてご報告申し上げます。

(1) 認定事実の概要

当社が 2026 年 4 月に受領した匿名の通報において株式会社オキジム（以下、「オキジム」といいます。）における談合その他の法令違反行為の存在が示唆されていたことを契機として、当社において上記特別調査委員会が設置されました。同委員会による客観的資料の精査、デジタル・フォレンジック調査、関係者へのヒアリング等の結果、以下の事実が確認されました。

ア 沖縄県内の地方自治体の備品購入業務等の入札前において、オキジムの担当者が競合他社に対して「御見積書」と題する書面を手交していた事実が認められました。当該行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する「不当な取引制限」に該当する可能性があると認定されました。

イ 沖縄県内の地方自治体のシステム整備事業の入札に関し、オキジムの担当者が事前に参考見積金額を競合他社に口頭で伝達した事実が認められました。当該行為は、独占禁止法の観点から適切な行為とはいえないと認定されました。

ウ なお、上記以外の法令違反行為の有無についても、当社グループ全子会社の全役職員を対象に設置されたホットラインによる調査を実施したところ、オキジムを含めた当社グループ全子会社において上記以外の法令違反行為の具体的事実を認定するに足りる証拠はないと判断されました。

(2) 発生原因の分析

本報告書において、オキジムにおける不適切行為の発生原因として以下の点が指摘されております。

ア 直接原因

各担当者の属人的な案件対応が挙げられます。さらに、各担当者のコンプライアンス意識の欠如が認められました。また、オキジム経営陣のリスク感度の低さも指摘されています。

イ 間接原因

営業部門の組織体制上の問題が存在しました。入札案件に関する社内ルールの不存在ないし不徹底も原因とされています。社内研修体制の問題や、社内の法務相談窓口としての法務部門の不存在も指摘されました。

(3) 再発防止策の提言

本報告書において、再発防止策として以下の提言がなされております。

ア 営業部門の属人化の解消

営業担当者が担当する案件及び行動の「見える化」を早急に進めるべきであると提言されました。

イ 入札案件に関するルールの策定及び研修体制の強化

社内ルールを策定するとともに、経営陣を含むコンプライアンス研修体制の強化を進めていくべきであると提言されました。

ウ チェルの子会社管理部門とチェルグループ会社の連携強化

当社の子会社管理部門である経営企画室は、当社グループ会社各社に対する監査を実施するなど、より連携を強化していくべきであると提言されました。

エ オキジムの経営体制の抜本的刷新及びガバナンスの強化

オキジムの現経営陣を刷新するとともに、完全親会社である当社の役員を就任させるべきであると提言されました。併せてオキジム独自の社外取締役を選任することにより、ガバナンスを強化すべきであると提言されました。

2. 業績への影響について

本報告書において当社の会計上に重要な影響を及ぼすような事実は記載されております。

現時点において、本件が当社の 2027 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

3. 再発防止策等について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、提言を踏まえて再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策につきましては、今後速やかに取り纏め、開示いたします。

以 上